

## 量子コンピュータ技術エキスパート養成コース参加規約

量子コンピュータ技術エキスパート養成コース参加規約（以下、「本規約」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「共創の場形成支援プログラム」における「量子ソフトウェア研究拠点（代表機関：大阪大学）」において実施され、国立大学法人大阪大学量子情報・量子生命研究センター（以下、「大阪大学」という。）が運営する量子コンピュータ技術エキスパート養成コース（以下、「本コース」という。）への参加にあたり、参加条件並びに大阪大学と参加者及び参加者相互間の権利義務関係を定めるものである。

### （目的）

第1条 本コースは、量子コンピューティングに関する基礎理論からソフトウェア開発に至る専門的知見の習得と実践的な学習機会の提供及び情報交換等を通じて、ハイレベルな量子人材を育成することにより、量子コンピューティング分野における先端的な基礎研究の牽引及び社会実装に向けたユースケース探索に資することを目的とする。

### （適用）

第2条 本規約は、本コースに関する大阪大学と参加者及び参加者相互間の、本コースの参加に関わる一切の關係に適用される。

### （定義）

第3条 本規約において使用する用語の意味は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 「参加者」とは、本規約に基づき本コースへの参加を申込み、大阪大学がこれを承諾した法人又は個人をいう。
- 二 「受講者」とは、参加者本人として又は法人である参加者が指定した者として、本コースにおける講義を受講する者をいう。
- 三 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項により定義される、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報を容易に照会することができ、これによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。
- 四 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいう。
- 五 「秘密情報」とは、本コースに関連して、大阪大学又は参加者が、大阪大学又は

他の参加者から、書面、口頭又は記録媒体等により提供若しくは開示され、又はこれらにより知り得た、当該提供者の技術、営業、業務、財務、組織その他の事項に関する情報であって、秘密であることを明示された情報をいう。

#### (参加契約)

第4条 本コースへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、大阪大学の定める方法により、申込書類に必要事項を入力又は記載し、これを提出することによって、参加申込を行うものとする。大阪大学は、参加申込があったときは、選考を行い、参加の可否を当該参加希望者に通知するものとし、参加の承諾をもって参加契約が成立するものとする。

2 大阪大学は、参加希望者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、参加申込を拒絶することができる。

一 本規約に違反するおそれがあると判断した場合

二 提供された参加者情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

三 その他、本コースの参加者として適当でないと判断した場合

3 参加者は、参加者情報に変更が生じた場合は、遅滞なく、大阪大学の定める方法により、その内容を大阪大学に通知しなければならない。この場合において、大阪大学から資料の提出を求められた場合は、遅滞なくこれを提出しなければならない。

#### (本コースの実施)

第5条 大阪大学は本コースを開催するものとする。本コースの内容、開催日時、場所その他一切の運営については、大阪大学の裁量により定めるものとする。

#### (参加費及び支払方法)

第6条 参加者は、大阪大学に対し、申込書類に定める参加費を支払うものとする。ただし、学生の参加者については、参加費を徴収しない。

2 参加者は、参加承諾のあった日の属する月の翌月末日までに、参加費を大阪大学の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとする。この場合における振込手数料その他支払に必要な費用は参加者の負担とする。

#### (知的財産権)

第7条 大阪大学及び参加者は、本コースにおける講義内容及び配付資料に関する著作権が、当該講義を担当する講師又は講師の指定する者に帰属することを確認するものとする。受講者は、当該配付資料を自己の使用の範囲に限り利用するものとし、当該講師の事前の同意なく、これを複製し又は公衆送信してはならない。参加者は、受講

者に本項の内容を周知し、義務を遵守させるものとする。

- 2 大阪大学及び参加者は、本コースにおいて生じたノウハウ及びアイデアについて、第12条（秘密情報）に定める秘密情報に該当する場合を除き、各自が自由に利用できるものとする。
- 3 本コースにおいて、発明又はプログラム著作物等が生じた場合、参加者は遅滞なく大阪大学拠点企画推進室に報告するものとする。当該発明又はプログラム著作物等の帰属及び取扱いについては、大阪大学及び参加者が協議の上、定めるものとする。

#### （解除等）

第8条 大阪大学は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知又は催告することなく、参加契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - 二 参加者情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - 三 大阪大学、他の参加者又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法により本コースに参加し、又は参加しようとした場合
  - 四 手段の如何を問わず、本コースの運営を妨害した場合
  - 五 支払停止又は支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - 六 自ら振り出し、又は引き受けた手形若しくは小切手について、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - 七 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - 八 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - 九 その他、大阪大学が参加者としての継続を適当でないと判断した場合
- 2 前項に基づき参加契約が解除された場合、参加者は、大阪大学に対して負っている一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければならない。
  - 3 大阪大学は、本条に基づく解除により参加者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
  - 4 理由の如何を問わず、本条に基づき参加契約が解除された場合であっても、参加者は、大阪大学に対し、すでに支払った参加費の返金を求めることはできないものとする。

#### （保証及び責任）

第9条 大阪大学は、本コースについて、本規約及び申込書類に定めるものを除き、明示又は黙示を問わず、特定の目的への適合性、商業的有用性、正確性及び完全性等に関する保証を含め、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 大阪大学は、参加者相互間に生じた紛争又は損害について、一切の責任を負わない

ものとする。

(Amazon Braket の利用)

第10条 大阪大学は、本コースにおいて、Amazon Web Services, Inc. が提供する「Amazon Braket」を利用するものとする。

2 受講者は、大阪大学より付与された「Amazon Braket」に係るアカウントを自己の責任において厳重に管理するものとし、当該アカウントを本コース以外の目的で使用してはならない。参加者は、受講者に本項の義務を遵守させるものとする。

3 大阪大学は、「Amazon Braket」に起因して本コースの中断、データの滅失等が生じた場合において、これにより参加者に生じた直接又は間接の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 参加者は、本規約に違反したことにより、又は本コースに関連して大阪大学に損害を与えた場合、参加契約に基づき支払われた参加費の総額を上限として、その損害を賠償するものとする。

(秘密保持)

第12条 大阪大学及び参加者は、秘密情報を、秘密であることを明示した者が指定した目的にのみ利用するものとする。

2 大阪大学及び参加者は、秘密情報を開示した者（以下、「開示者」という。）の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

一 開示者から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの

二 開示者から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの

三 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの

四 秘密情報によることなく単独で開発したもの

五 開示者から秘密保持の必要がない旨を書面によって確認されたもの

4 第二項の規定にかかわらず、大阪大学及び参加者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができるものとする。この場合、当該命令等があったときは、速やかにその旨を開示者に通知するものとする。

5 大阪大学及び参加者は、秘密情報の複製物についても、第2項に準じて適切に管理

するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 参加者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。

一 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

二 反社会的勢力に自己の名義を利用して本コースに参画する者でないこと。

三 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 大阪大学は、参加者が前項各号のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要することなく、当該参加者との参加契約を解除することができる。

3 大阪大学は、前項に基づく解除によって相手方に損害が生じた場合、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 大阪大学は、参加者の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって取扱うものとする。

2 大阪大学は、参加者の個人情報を本コースの運営のために利用するものとし、当該目的以外に利用しないものとする。

3 大阪大学は、本コースの運営上必要な場合には、第三者に参加者の個人情報を開示することができるものとする。この場合において、大阪大学は当該第三者に対し、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を取扱うことを義務付けるものとする。

4 大阪大学は、個人情報の利用目的に照らし、その必要性が失われた場合には、当該個人情報を消去するものとする。

(有効期間)

第15条 参加契約の有効期間は、申込書類に記載された参加期間とする。

(参加契約上の地位等の譲渡禁止)

第16条 参加者は、大阪大学の書面による事前の承諾なく、参加契約上の地位又は参加契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に対して譲渡し、移転し、担保に供し、

その他一切の処分をしてはならない。

(存続規定)

第17条 第6条（参加費及び支払方法）（未払の参加費がある場合に限る。）、第7条（知的財産権）、第8条（解除等）、第9条（保証及び責任）、第11条（損害賠償）、第12条（秘密保持）、第13条第3項（反社会的勢力の排除）、第16条（参加契約上の地位等の譲渡禁止）及び第18条（準拠法及び管轄裁判所）の規定は、参加契約の終了後も有効に存続するものとする。ただし、第12条（秘密保持）の規定は、参加契約の終了後5年間に限り存続するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第18条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

第19条 大阪大学及び参加者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。